

令和5年度
長野県営水道
水質検査計画

(水道用水供給事業)

令和5年3月

長野県企業局

目 次

	ページ
1 基本方針	3
2 水道事業の概要	3
3 水源の状況	4
4 採水の場所	4
5 水質検査項目と検査頻度	5
6 排水の検査	6
7 水質検査方法	6
8 臨時の水質検査	6
9 水質検査の委託	7
10 水質検査結果の評価	7
11 検査結果の公表	7
12 水質検査の精度と信頼性保証	7
13 関係者との連携	7
別表 1 水質基準項目	8
別表 2 毎日検査項目	8
別表 3 水質管理目標設定項目	9
別表 4 独自に検査を行う項目	10
別表 5 農薬類検査項目	10
別図 1 給水系水質検査地点図	11
別図 2 水源水質検査地点図	12

清浄な水を供給することは、水道事業者の最も基本的な使命であり、様々な項目の水質検査により水質の安全を確認しています。

長野県企業局では、水道事業の透明性を確保するため、需要者の皆様のご意見を伺ったうえで「水質検査計画」を定め、効率かつ合理的な水質検査を実施し安全の確認を行います。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、配水池、浄水場及び水源で実施します。配水池の水質検査は、原則として水道用水を供給する区域の最も遠い配水池を検査箇所とします。ただし山形村への供給水については、浄水場に近く水質変化が比較的少ないことから、本山浄水場出口での浄水を検査箇所とします。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目（水質基準項目及び毎日検査項目）と、水質管理上必要と判断した項目（水質管理目標設定項目及び独自に検査を行う項目）について実施します。
- (3) 水質検査は、水道法で規定されている頻度以上で実施します。
- (4) 水道法の規定により検査の項目や頻度の省略が可能な検査であっても、高い安全性を維持するため、項目や頻度の省略は行いません。
- (5) 水質検査計画及び検査結果は公表し、透明性を確保します。

2 水道用水供給事業の概要

水道用水供給事業の概要は表1のとおりです。

表1 水道用水供給事業の概要

(令和5年3月31日現在)

事業者の名称	長野県営水道（用水供給事業）
用水供給区域	松本市、塩尻市、山形村
事業計画1日最大給水量	81,000m ³ /日
浄水場名	本山浄水場
所在地	塩尻市大字宗賀字本山 5225-1
水源	奈良井川表流水
令和3年度最大取水量	84,018m ³ /日
浄水能力（日最大）	86,400m ³ /日
浄水処理方法	① 凝集沈殿（ポリ塩化アルミニウム） ② 生物等の処理、有機物と無機物の酸化（次亜塩素酸ナトリウム） ③ 急速ろ過 ④ 塩素消毒（次亜塩素酸ナトリウム）

3 水源の状況

水源の状況は表2のとおりです。この状況を踏まえ浄水場では、適正な浄水処理と水質検査を行って、安全な水を供給します。

表2 水源の状況

水 源	奈良井川表流水 (塩尻市片平)
現在の状況	上流に集落があり、有機物の監視が重要となっています。 また、国道19号が奈良井川と並行しており、車両事故による油類等の流入が懸念されるため、取水場での油分計、水質安全モニターによる早期発見と油吸着マット等による緊急対応の体制整備等を行っています。 水質は、一般細菌が短期的にやや増加傾向にありますが、有機物は依然低く推移し、概ね良好な状態です。
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨による増水 ・流出事故等による油類 ・奈良井ダム湖における夏場の藻類発生 ・上流の生活排水等
水質管理上注意すべき項目	濁度・臭気物質・油分・アンモニア態窒素・有機物 クリプトスポリジウム及びジアルジア

4 採水の場所 (表3及び別図参照)

(1) 用水受水地点

松本市、塩尻市の用水供給における受水施設となっている配水池のうち、浄水場から最も遠い配水池の手前にある柿沢計量器室と茶臼山計量器室の2箇所で、水道法に定める水質基準項目(51項目)、毎日検査項目(色、濁り、残留塩素濃度)検査のための供給水を採水します。ただし山形村への供給水については、浄水場に近く水質変化が比較的少ないことから、本山浄水場出口(浄水)で採水します。

(2) 浄水場

適正な浄水処理を行うため、浄水場入口(原水1箇所)、浄水処理過程における沈殿池出口(処理水2箇所)、ろ過池出口(ろ過水3箇所)、浄水場出口(浄水)の計7箇所で採水します。



本山浄水場

(3) 水源

① 水源の水質状況を把握するため、河川水について、片平取水場とその上流3地点の計4箇所で採水します。

② 水源となる奈良井ダム湖水について、表層及び下層(水深20m)で採水します。

③ 生活排水の影響を把握するため、奈良井川に流入する支川(奈良井宿、平沢宿)及び贅川浄化センターの計3箇所で採水します。

表3 採水地点

用水受水地点 (給水地点) 2箇所	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道法で定める毎日検査項目の検査 ● 水道法で定める水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査 ● 水道法に定められていない独自の検査項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松本市茶臼山計量器室 ・ 塩尻市柿沢計量器室
浄水場 7箇所	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場入口 (原水) ・ 浄水場出口 (浄水) ・ 処理過程 (処理水 2箇所、ろ過水 3箇所)
水源 8箇所	水道法に定められてはいないが独自に検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良井川 4箇所 (羽瀨、奈良井ダム放流水、長瀬、片平) ・ 奈良井ダム湖 (表層、下層) ・ 奈良井川流入支川 2箇所 (奈良井宿、平沢宿) ・ 贄川浄化センター

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 計量器室における検査

- ① 水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目 (色、濁り、残留塩素濃度) と水質基準項目 51 項目については、全項目を検査します。検査頻度は水道法により項目毎に定められた回数 (毎日、月 1 回、年 4 回) 以上とします。過去の検査実績から項目や頻度の省略可能な検査についても、項目や頻度の省略は行いません。(別表 1、別表 2)
- ② 水質管理目標設定項目については、下記 5 項目を除く 22 項目を、別表 3 の頻度で検査します。
 - 亜塩素酸と二酸化塩素は、浄水処理工程で二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません (亜塩素酸は二酸化塩素が分解されて生成)。
 - 過マンガン酸カリウム消費量は、水質基準項目の「有機物 (全有機炭素(TOC)の量)」で代替できるため、検査を行いません。
 - 農薬類は、原水と浄水について検査を行います。
 - 「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」は、原水について検査を行い、検出状況により採水地点と頻度を見直します。
- ③ 水質の安全を確認するために、独自に行っている項目について、別表 4 の頻度で検査します。

(2) 水源、浄水場における検査

- ① 水源の監視と適正な浄水処理を行うため、河川水、ダム放流水、上流域の集落からの生活排水が排出される支川と原水については、水質基準項目、水質管理目標設定項目のうち必要な項目及び独自に行っている項目について、必要な頻度で検査します。(別表 1、別表 3、別表 4)
- ② 水道水源となっている奈良井ダム湖水の水質の状況を把握するため、毎年 4 月から 10 月の間、水質基準項目、水質管理目標設定項目のうち必要な項目及び独自に行っている項目について検査します。(別表 1、別表 3、別表 4)
- ③ 水質管理目標設定項目 27 項目中の 1 項目である農薬類 (115 項目) のうち、地域で多く使用さ

れている 14 項目について、農薬使用時期である 5 月から 10 月に原水を月 1 回、浄水を 1 回検査します。(別表 3、別表 5)

- ④ 浄水場出口（浄水）については、計量器室とほぼ同等の項目と頻度で検査を行い、浄水処理過程における沈殿池出口（処理水）及びろ過池出口（ろ過水）について、管理上必要な検査を行います。(別表 1、別表 3、別表 4)
- ⑤ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、浄水場の原水について、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を年 4 回実施し、指標菌である大腸菌の検査を月 2 回、嫌気性芽胞菌の検査を年 8 回実施します。(別表 4)

6 排水の検査

浄水場から排出する排水の水質が、水質汚濁防止法及び公害の防止に関する条例に適合していることを確認するため、排水の検査を実施します。

7 水質検査方法

水質検査は外部の検査機関に委託する一部の項目を除き、松塩水道用水管理事務所で実施します。(別表 1、別表 3、別表 4)

- (1) 水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査します。
- (2) 水質管理目標設定項目については、厚生労働省健康局水道課長通知「水質管理目標設定項目の検査方法」により検査します。
- (3) その他の項目については、「上水試験方法・解説」(日本水道協会)等により検査します。



水質検査機器

(パーティトラップガスクロマトグラフ質量分析計)

8 臨時の水質検査

次の場合に臨時の水質検査を実施します。検査項目については、水質異常の場所と状況から判断し決定します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、用水供給区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行又は流行のおそれがあるとき
- (4) 浄水処理過程において異常が発見されたとき
- (5) 送水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) 長野県環境部が検査する水道水 1 キログラム (1 リットル) に含まれる放射性セシウムの基準値 10 ベクレルを上回ったとき
- (7) その他特に必要があると認められるとき

9 水質検査の委託

表 4 の 10 項目については、厚生労働大臣の登録を受けた外部の検査機関に検査を委託します。その際の採水、運搬及び検査については、「水質検査・管理業務等委託積算要領」(日本水道協会)により実施します。

表4 外部の検査機関に検査を委託する項目

水質基準項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀及びその化合物 ・シアン化物イオン及び塩化シアン ・臭素酸 ・陰イオン界面活性剤 ・非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬類 ・ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
企業局独自の検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・クリプトスポリジウム ・ジアルジア ・嫌気性芽胞菌

10 水質検査結果の評価

水質検査結果が基準を超えた場合及び超えるおそれがある場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

外部検査機関に検査を委託した水質検査結果についても、分析成績表等から適切な水質であることを確認します。

11 水質検査の公表

毎年度作成する水質検査計画に基づき水質検査を行い、水質検査計画と水質検査結果はホームページにおいて公表します。これらの結果に対するお客様の意見を反映させて、翌年度の水質検査計画を見直します。

12 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1以下の値が得られ、10分の1付近において変動係数(CV)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度を確保できる方法で検査します。

(2) 信頼性保証

測定者により検査結果に差が生じないよう、各項目の分析の標準作業手順書(SOP)及び分析機器の操作方法のマニュアルを作成し、検査します。また、厚生労働省及び長野県水道協議会が行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めます。

13 関係者との連携

原水及び水道用水の汚染などの水質事故が発生した場合、供給区域の松本市、塩尻市、山形村及び関係機関、水源(河川)管理者、県機関(地域振興局、保健所等)へ連絡するとともに、必要に応じて警察、消防、水質検査機関等の関係機関と連携し、情報交換しながら事故原因・汚染物質の把握に努め、常に安全で良質な水道用水の供給を目指します。

別表1 水質基準項目

	基準値	外部委託	法定検査回数	省略可能	計量器室 (柿沢・茶臼山)	原水	浄水	処理水1・2	ろ水1・2	ろ水3	羽瀨	ダム放流水	長瀬・片平	ダム湖表層	ダム湖下層	支川 (奈良井宿・平沢宿)	賛川浄化センター
検査地点数					2	1	1	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1
1 一般細菌	100個/mL		1/月		1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
2 大腸菌	不検出		1/月		1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	1/月
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L	○	4/年	注2	4/年	4/年	4/年				2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	2/年	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
8 六価クロム化合物	0.02mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	○	4/年		4/年	4/年	4/年				1/年	1/年	1/年			1/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
14 四塩化炭素	0.002mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
17 ジクロロメタン	0.02mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
20 ベンゼン	0.01mg/L		4/年	注2	1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
21 塩素酸	0.6mg/L		4/年		1/月	1/月	2/月										
22 クロロ酢酸	0.02mg/L		4/年		4/年	4/年	4/年										
23 クロロホルム	0.06mg/L		4/年		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L		4/年		4/年	4/年	4/年										
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L		4/年		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
26 臭素酸	0.01mg/L	○	4/年		4/年	4/年	4/年										
27 総トリハロメタン	0.1mg/L		4/年		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L		4/年		4/年	4/年	4/年										
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L		4/年		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
30 プロモホルム	0.09mg/L		4/年		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L		4/年		4/年	4/年	4/年										
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
35 銅及びその化合物	1.0mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
38 塩化物イオン	200mg/L		1/月	注3	1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L		4/年	注2	1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
40 蒸発残留物	500mg/L		4/年	注2	4/年	4/年	4/年				2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	2/年	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	○	4/年	注2	4/年	4/年	4/年				1/年	1/年	1/年			2/年	
42 ジェオスミン	0.00001mg/L		注1		8/年	8/年	8/年				8/年	8/年	8/年	6/年	3/年	2/年	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L		注1		8/年	8/年	8/年				8/年	8/年	8/年	6/年	3/年	2/年	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L	○	4/年	注2	4/年	4/年	4/年				2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	2/年	
45 フェノール類	0.005mg/L		4/年	注2	4/年	4/年	4/年				2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	2/年	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L		1/月	注3	1/月	1/週	1/週	1/週			1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
47 pH値	5.8~8.6		1/月	注3	1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	1/月
48 味	異常でない		1/月	注3	1/月			3/日									
49 臭気	異常でない		1/月	注3	1/月	3/日	3/日				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	1/月
50 色度	5度		1/月	注3	1/月	3/日	3/日	1/日	2/週	1/日	1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
51 濁度	2度		1/月	注3	1/月	3/日	3/日	1/日	2/週	1/日	1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	

注1 藻類発生時期(5~10月)において1/月以上

注2 一定の条件を満たす場合には、1/年または1/3年に減らすことが可能

注3 連続測定している場合 4/年

1/週	原則火曜日、月~金曜日が閉庁日の場合は省略
2/週	火、金曜日
2/月	いずれかの週の火曜日及び水曜日
8/年	5~11、2月
7/年	4~10月

6/年	5~10月
4/年	5、8、11、2月
3/年	6、8、10月
2/年	8、2月、支川は5、11月
1/年	8月、支川は5月

別表2 毎日検査項目

	基準値	検査回数
1 色	異常でない	1/日
2 濁り	異常でない	1/日
3 残留塩素	0.1mg/L以上	1/日

給水栓モニター(自動水質監視装置)により、連続監視している

別表3 水質管理目標設定項目

	目標値	外部委託	計量器室 (柿沢・茶臼山)	原水	浄水	処理水1・2	ろ水1・2	ろ水3	羽測	ダム放流水	長瀬・片平	ダム湖表層	ダム湖下層	支川 (奈良井宿・平沢宿)	豊川浄化センター
検査地点数			2	1	1	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L*		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
4 削除															
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
6 削除															
7 削除															
8 トルエン	0.4mg/L		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L		4/年	4/年	4/年										
10 亜塩素酸(注1)	0.6mg/L														
11 削除															
12 二酸化塩素(注1)	0.6mg/L														
13 ジクロロアセトリル	0.01mg/L*		4/年	4/年	4/年										
14 抱水クロラール	0.02mg/L*		4/年	4/年	4/年										
15 農薬類(検査項目は別表5)	1(注2)	○	注3	注4											
16 残留塩素	1mg/L		1/月	3/日	2/週	2/週	1/日								1/月
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)(注5)	10-100mg/L		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
18 マンガン及びその化合物(注5)	0.01mg/L		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
19 遊離炭酸	20mg/L		4/年	4/年	4/年										
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)(注6)	3mg/L														
23 臭気強度(TON)	3TON		4/年	4/年	4/年				4/年	4/年	4/年	1/年	1/年	2/年	
24 蒸発残留物(注5)	30-200mg/L		4/年	4/年	4/年				2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	2/年	
25 濁度(注4)	1度		1/月	3/日	3/日	1/日	2/週	1/日	1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
26 pH値(注4)	7.5程度		1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	1/月
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1~0		4/年	4/年	4/年										
28 従属栄養細菌	2000/mL*		1/月		1/月										
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
30 アルミニウム及びその化合物(注5)	0.1mg/L		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)(注7)	0.00005mg/L*	○		注7											

* 暫定目標値

注1 浄水処理工程で二酸化塩素を使用していないため、検査しない(亜塩素酸は二酸化塩素が分解されて生成)。

注2 検査対象14項目の(検出値/目標値)の総和。(検査項目は別表5)

注3 農薬使用時期(5月~10月)において1回/月検査する。

注4 農薬使用時期(5月~10月)のうち1回(8月)検査する。

注5 基準項目の検査結果を目標値から評価する。

注6 水質基準項目46の「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」で代替できるため、検査しない。

注7 5月に原水について1回検査し、検出状況により検査地点と頻度を見直す。

2/週	火、金曜日
2/月	いずれかの週の火曜日及び水曜日
7/年	4~10月
4/年	5, 8, 11, 2月

3/年	6, 8, 10月
2/年	8, 2月、支川は5, 11月
1/年	8月

別表4 独自に検査を行う項目

	目標値	外部委託	計量器室 (柿沢・茶臼山)	原水	浄水	処理水1・2	ろ水1・2	ろ水3	羽測	ダム放流水	長瀬・片平	ダム湖表層	ダム湖下層	支川 (奈良井宿・平沢宿)	豊川浄化センター
検査地点数			2	1	1	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1
1 ジュオスミン	0.000003mg/L(注1)		8/年①	8/年①	8/年①				8/年①	8/年①	8/年①	6/年	3/年	2/年	
2 2-メチルイソボルネオール	0.000003mg/L(注1)		8/年①	8/年①	8/年①				8/年①	8/年①	8/年①	6/年	3/年	2/年	
3 モリブデン	0.07mg/L		1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
4 キンレン	0.4mg/L		1/月	1/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
5 大腸菌数				2/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
6 大腸菌群数(排水)															1/月
7 アンモニア態窒素			1/月	1/週	1/週				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	1/月
8 溶存酸素量(DO)				1/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
9 生物化学的酸素要求量(BOD)				1/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
10 化学的酸素要求量(COD)												7/年	3/年	2/年	
11 浮遊物質(SS)				1/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
12 全窒素				1/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
13 全リン				1/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
14 リン酸態リン				1/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
15 侵食性遊離炭酸			4/年	4/年	4/年										
16 クロロフィルa				1/月						1/月		7/年	3/年		
17 アルカリ度			1/月	1/日	1/日	2/週			1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
18 電気伝導率			1/月	1/日	1/日				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	1/月
19 油分(GC/MS)				4/年	4/年										
20 クリプトスポルジウム		○		4/年											
21 ジアルジア		○		4/年											
22 嫌気性芽胞菌		○		8/年②											
23 カルシウム			1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
24 カルシウム硬度			1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
25 マグネシウム			1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
26 マグネシウム硬度			1/月	2/月	1/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
27 溶解性鉄				2/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
28 溶解性マンガン				2/月					1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
29 硝酸性窒素			1/月	2/月	2/月				1/月	1/月	1/月	7/年	3/年	2/年	
30 ダム貯水位												7/年			
31 ダム貯水率												7/年			
32 ダム透明度												7/年			

注1 長野県企業局が定めた水質管理目標値(基準項目の検査結果を目標値から評価する。)

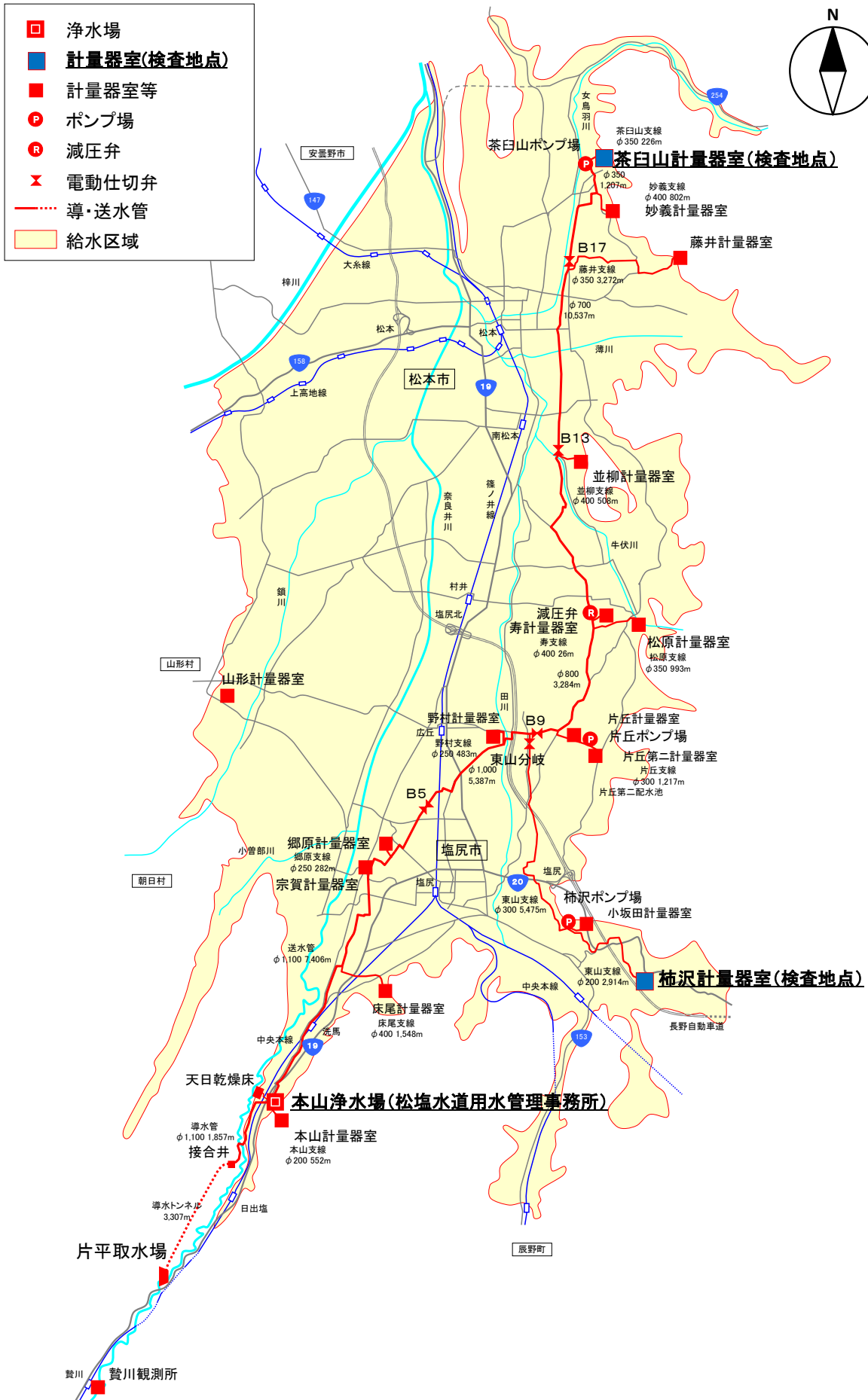
1/週	原則火曜日、月～金曜日が閉庁日の場合は省略	7/年	4～10月
2/週	火、金曜日	6/年	5～10月
2/月	いずれかの週の火曜日及び水曜日	4/年	5, 8, 11, 2月
8/年①	5～11, 2月	3/年	6, 8, 10月
8/年②	4, 6, 7, 9, 10, 12, 1, 3月	2/年	8, 2月、支川は5, 11月

別表5 農薬類検査項目

	水道法 No	農薬名	用途	目標値(mg/L)	外部委託
1	11	アラクロール	除草剤	0.03	○
2	24	オキシメチル銅(有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	
3	31	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	
4	32	キャプタン	殺菌剤	0.3	
5	39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05	
6	41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	
7	47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	0.005(二硫化炭素として)	
8	54	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003	
9	55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8	
10	78	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01	
11	82	フェントエート(PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007	
12	89	プレチラクロール	除草剤	0.05	
13	95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1	
14	96	ペノミル	殺菌剤	0.02	
検査項目数		14	検査委託項目数		14

※ 原水の検査を、農薬使用時期の5月～10月に1回/月、浄水の検査をこの期間に1回(8月)実施します。

別図1 給水系水質検査地点図



別図2 水源水質検査地点図

